令和８年度牛久市実質再生可能エネルギー１００％電力調達等業務
プロポーザル実施要領

（趣旨）

第１　牛久市（以下「発注者」という。）は、温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素化社会を構築するための取組を推進している。平成１７年４月の電力の規制緩和に伴い、高圧電力で受電している施設は、電力の購入先を自由に選択できることとなったことから、市内３３施設における電力調達について、電気使用量及び電気料金の削減、安定供給の提案に加え、提案者が有する知見やノウハウ等を活用して、地域共生型再生可能エネルギーを考慮した低炭素型まちづくりの実現、エネルギーの地産地消、SDGs（持続可能な開発目標）の達成等に資する提案を求め、最も優れた提案者を公募型プロポーザル方式により選定しようとするものである。

今回の公募にあたっては、第５期うしくエコオフィス行動計画（事務事業編）の計画期間が、令和８年度が最終年度であり、この計画を見直すにあたって環境に最大限配慮するものとして、電力調達にあたっては、実質再生可能エネルギー１００％の電力を需給するものである。

（事業の概要）

第２　事業の概要は、次のとおりとする。

(1) 事業の名称

令和８年度牛久市実質再生可能エネルギー１００％電力調達等業務

(2) 事業内容

ア　電力供給業務

詳細は、別紙「令和８年度牛久市実質再生可能エネルギー１００％電力調達業務仕様書」のとおり。

イ　付加提案業務

電気使用量及び電気料金の削減、安定供給の提案に加え、提案者が有する知見やノウハウ等を活用して、別紙１「対象施設一覧」に掲載した公共施設に関連して、地域共生型再生可能エネルギーを考慮した低炭素型まちづくりの実現、エネルギーの地産地消、SDGs（持続可能な開発目標）の達成等に資する提案を求めるものとする。実施内容、工程、期待効果、実施体制、発注者及び提案者の費用負担並びに本契約に含む範囲を明示すること。なお、発注者が追加提案を受けた業務すべてを実施することを前提とするものではなく、今後その具体的な実現に向けて、発注者と提案者において引き続き協議するものとする。

(3) 供給施設

牛久市公共施設３３施設　別紙１「対象施設一覧」に定めるとおりとする。

(4) 供給期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日（１年間）

ただし、供給期間満了の３か月前までに契約更新の協議を行うものとし、双方が合意したときに限り供給期間を１年間更新することができることとする。

（応募条件）

第３　応募条件は、次のとおりとする。

(1) 応募者の資格

次に掲げる応募条件を満たしているもの。

ア　「電気事業法等の一部を改正する法律（平成２６年６月１１日成立)」による改正後の電気事業法第２条の３の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けていること。

イ　非化石証書等を活用した実質再生可能エネルギー１００％電力を供給できること。

ウ　過去に国又は地方公共団体における同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。

(2) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者となることはできない。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

イ　公告の日から企画提案書提出までの間に営業停止処分又は牛久市契約規程第３６条に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

エ　直近１年間の国税又は地方税を滞納している者

オ　牛久市暴力団排除条例（平成２６年牛久市条例第４０号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者と認められる者

（応募に関する留意事項）

第４　応募に関する留意事項は、次のとおりとする。

(1) 費用負担

提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

ア　提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。

イ　提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者と協議を行い、発注者がこれを認めたときはこの限りでない。
なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

ウ　提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。

エ　提出書類は、原則として公表しない。ただし、牛久市情報公開条例（平成１１年牛久市条例第３４号）に基づく開示請求があった場合は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報その他の同条例第７条に規定する非公開情報を除き、この限りでない。

オ　提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

(3) 発注者からの提供資料の取扱い

発注者が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 知的財産権の取扱い

本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインを使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

(5) 複数提案の禁止

応募者は、１つの提案しか行うことができない。

(6) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提出書類は無効とする。

（受注候補者選定の流れ）

第５　受注候補者選定の流れは、次のとおりとする。

(1) 応募者の要件

応募者は、「第３ 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 最優秀及び優秀提案者の選定

「牛久市実質再生可能エネルギー１００％電力の調達事業プロポーザル方式選定審査委員会」により、最優秀提案者１者（以下「優先交渉権者」という。）及び優秀提案者１者（以下「次点交渉権者」という。）を選定する。提案者が１者であった場合でも、発注者の定める評価得点を上回る提案であった場合は優先交渉権者として選定する。選定結果については、各応募者に参加申請書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで審査結果を通知する。

(3) 審査方法

書類審査及びプレゼンテーションによる。

(4) 詳細協議

優先交渉権者は、企画提案書等の内容を基に、発注者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、契約の交渉を行う。

(5) 契約締結

発注者は、優先交渉権者との協議が整い次第契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が整わなかった場合又は優先交渉権者の失格事由若しくは不正と認められる行為等が判明した場合は、次点交渉権者と詳細協議を行う。

（実施スケジュール）

第６　本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

	項目	日時等
①	実施の公告 （市ホームページで公開）	令和８年１１月９日（月）
②	質疑の受付期限	令和８年１１月１６日（月）
③	質疑に対する回答 （市ホームページで公開）	令和８年１１月２４日(火)
④	提出書類提出期限	令和８年１２月１１日（金）
⑤	プレゼンテーションの実施	令和８年１２月中旬ごろ
⑥	優先交渉権者の決定	令和８年１２月２５日（金）
⑦	選定結果通知	令和９年１月４日（月）以降
⑧	詳細協議	令和９年１月５日（火）以降～１月１８日（月）
⑨	契約締結	令和９年１月２８日（木）

⑩	供給開始	令和９年４月１日（木）

スケジュールは、必要に応じて変更できるものとする。

（質疑及び回答）

第７　質疑及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問方法

本実施要領及び仕様書の内容に関する質問について、質問書（様式第１）を使用し、第 12 に示す事務局宛に電子メールで送信する。電子メールの件名は、「【質問書送付】令和８年度牛久市実質再生可能エネルギー１００％電力の調達等業務＿法人名」と記載すること。

(2) 受付期間

令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月１６日（月）午後５時まで（必着）

(3) 回答方法

提出された質問を取りまとめ、令和８年１１月２４日（火）に発注者ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は一切行わないものとする。なお、回答内容は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) その他

ア　質問は、電子メールのみとし、電話、来訪による口頭、ＦＡＸ、持参は不可とする。また、指定様式によらない質問書及び受付期限を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ　質問は、１質問につき質問書（様式第１号）１枚を使用する。

ウ　メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。なお、開庁日の午前９時から正午及び午後１時から午後５時までとする。

エ　質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

（参加申請書等の提出）

第８　参加申請書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出方法

持参、郵送又は電子メール送信により提出すること。ただし、郵送の場合においては、発注者への送達が証明できる書留等によるものとし、電子メール送信の場合においては、件名を「【提出書類送付】令和８年度牛久市実質再生可能エネルギー１００％電力の調達等業務＿法人名」と記載し、到着確認を行うものとする。いずれも提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(2) 受付期間

令和８年１１月９日（月）から令和８年１２月１１日（金）午後４時まで（必着）

受付時間は、開庁日の午前９時から正午及び午後１時から午後４時までとする。

(3) 提出場所

第 12 に示す事務局へ提出する。

(4) 提出書類及び提出部数　　持参又は郵送の場合

ア　参加申請書（様式第２号）　　正本１部

イ　資格要件に係る申立書（様式第３号）　　正本１部

ウ　登録小売電気事業者であることを証する書類の写し　　正本１部

エ　納税証明書（未納のない証明）　　正本１部

オ	企画提案書（任意様式）	正本１部　副本７部
カ	業務実績調書（様式第４号）	正本１部　副本７部
キ	業務執行体制（様式第５号）	正本１部　副本７部
ク	環境配慮に関する概要書（様式第６号）	正本１部　副本７部
ケ	付加提案業務概要書（任意様式）	正本１部　副本７部
コ	見積書（様式第７－１号）	正本１部　副本７部
サ	見積明細書（様式第７－２号）	正本１部　副本７部

（企画提案書等の作成要領）

第９　企画提案書及び付加提案業務概要書の作成要領は、次のとおりとする。

(1) 共通

ア　文字方向：横書き（図表等に含まれる文字を除く。）

イ　印刷方法：両面、左綴じ、カラー印刷

ウ　文字ポイント：10.5 ポイント以上とする。（図表等に含まれる文字を除く。）

エ　ページ番号：表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。

オ　その他：文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない。

カ　各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

キ　各提案書類には、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

ク　業務を実施することによって、発注者が得られる効果を明らかにするとともに、提案者における業務を遂行するための平時及び緊急時の体制、工程及び費用負担等の概略を示すこと。

ケ　業務を実施するにあたり、提案者においてリスク想定し、その低減等に係る方策を示すこと。

コ　使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

サ　専門的知識を有しない者でも理解ができるよう、分かりやすい内容とし専門用語を用いるときは注釈を付すこと。また、可能な限り定量的に記載し定量的に記載することが不可能又は困難な場合は、できる限り具体的に表現すること。

シ　文字を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能とする。

(2) 企画提案書

ア　サイズ：Ａ４判用紙（縦）

(3) 付加提案業務概要書

ア　サイズ：Ａ３判用紙（横）

（提案内容の審査及び結果通知）

第 10　提案内容の審査及び結果通知

(1) 提出された企画提案書等に対する補足説明及び質疑応答を求めるため、プレゼンテーションを実施する。

ア　実施日時：令和８年１２月中旬ごろ

イ　実施場所：牛久市役所

（詳細な日時、会場、方法等については、各提案者へ別途通知する。）

ウ　提案時間：説明２０分以内 選定委員による質疑１０分程度

エ　参加人数：１者につき５名以内

オ　プレゼンテーションにおいて PowerPoint 等を用いた資料の使用を認めるが、企画提案書に記載した事項以外の内容を記載しないこと。

カ　プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、パソコンについては、原則参加者で用意すること。

(2) 企画提案書等及びプレゼンテーションを基に「牛久市実質再生可能エネルギー１００％電力調達等業務プロポーザル方式選定審査委員会」において審査する。

ア　評価項目・配点：「第 11 審査基準」で定めるとおり

イ　評価基準：A（優れた提案）１．０、B（やや優れた提案）０．８、C（標準的提案）０．６、D（やや劣る提案）０．４、E（劣る提案）０．２

ウ　得点算出

(ア) 各選定委員の各評価項目における採点による得点（「配点」×「採点」＝「得点」）を算出する。

(イ) 全評価項目の得点を合計して、当該応募者の得点を算出する。

(ウ) 上記（イ）による全評価者の得点を合計して合計得点を算出する。

エ　優先交渉権者の選定

最低基準点（最高得点の６５％以上）を満たし、最も高い合計得点の者を優先交渉権者として決定する。なお、選定委員会は非公開とし、選定結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 選定結果については、令和９年１月４日（月）以降に各提案者に参加申請書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで審査結果を通知する。また、発注者ホームページにて公表する。

（審査に関する事項）

第 11　審査基準

審査する際の基準は、概ね以下のとおりとする。

審査項目	審査基準	評価割合
価格	・年間の電気料金の妥当性	５０/１００
安定性	・実質再生可能エネルギー１００％電力を安定的に供給できる体制	２５/１００
付加提案業務	・提案内容に提案者の創造力や地域共生型再生可能エネルギーを考慮した内容がみられるか ・提案内容に関する具体的な省エネ・脱炭素の効果 ・業務実施に当たり、実効性の高い提案となっているか	１５/１００
環境配慮	・未利用エネルギー活用状況 ・再生可能エネルギー導入状況 ・環境負荷低減に関する取組状況	１０/１００
合計		１００点

(1) 料金の妥当性（配点５０点）

公共施設の電力調達において、市の追加負担を生じさせず、かつ各事業者が同一条件の下で料金を算定できる体系であることを評価する。

ア　非化石証書調達に関わる費用を電力量単価に含めて提示すること。

(2) 供給の安定性（配点２５点）

実質再生可能エネルギー１００％の電力を安定的に供給できる体制を評価する。

ア　非化石証書等の確実な調達体制を有すること。

イ　市場の変動による影響に左右されにくい調達構造（相対契約等）を有すること。

ウ　業務実施にあたり、提案者の平時及び緊急時の連絡体制が明確に示され、安定した業務実施が見込まれていること。

エ　業務実施にあたり、提案者においてリスク想定がなされているか。その低減等に係る方策が適切に示されていること。

オ　地産地消電源の活用は任意提案とし、内容に応じ加点する。

(3) 提案者による付加提案業務（配点１５点）

電気使用量及び電気料金の削減、安定供給の提案に加え、提案者が有する知見やノウハウ等を活用して、別紙１「対象施設一覧」に掲載した公共施設に関連して、地域共生型再生可能エネルギーを考慮した低炭素型まちづくりの実現、エネルギーの地産地消、SDGs（持続可能な開発目標）の達成等に資する提案をすること。

ア　提案内容に提案者の創造力や地域共生型再生可能エネルギーを考慮した内容がみられること。

イ　提案内容に関する具体的な省エネ・脱炭素の効果が具体的に示されていること。

ウ　実施体制、工程及び費用負担からみた実現性を有すること。

(4) 環境配慮に関する取組（配点１０点）

ア　未利用エネルギー活用状況が示されていること。

イ　再生可能エネルギー導入状況が示されていること。

ウ　環境負荷低減に関する取組状況が示されていること。

(5) 評価方法

ア　評価点を集計し協議の上、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

イ　審査の結果はメールで通知する。

(6) 失格の条件

以下の条件に該当する場合は、失格とする。

ア　プレゼンテーションに参加しない場合

イ　災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく指定時刻に遅れた場合

ウ　提出書類等の提出方法及び期限について、発注者が示した要件を満たしていない場合

エ　プロポーザル提案書類に記載をすべき事項が明記されていない場合

オ　プロポーザル提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

カ　提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合

キ　本実施要領に違反すると認められる場合

ク　本プロポーザルに関して選定委員会委員との接触があった場合

（事務局）

第12　事務局は、次のとおり設置する。

〒３００－１２９２ 茨城県牛久市中央３丁目１５－１

牛久市環境経済部　環境政策課　新エネルギー対策室　第３分庁舎２階

電話　　：０２９-８７３－２１１１（内線）１５６８、１５６９

e-mail　：kankyou@city.ushiku.ibaraki.jp